

## 港区立南麻布地域包括支援センターの管理運営に関する 年度協定書（令和8年度）

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会（以下「乙」という。）とは、令和4年4月1日に、港区立南麻布地域包括支援センター（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した「港区立南麻布地域包括支援センターの管理運営に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営に関わる年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施に対して支払われる管理運営に要する費用（以下「指定管理料」という。）を定めることを目的とする。

### （協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （業務内容）

第3条 令和8年度の業務内容は、基本協定第8条に定め、詳細は業務仕様書のとおりとする。

### （指定管理料の額）

第4条 基本協定第31条第2項に規定する指定管理料の額は、以下のとおりとする。

- 2 課税対象額は年間0円（うち消費税及び地方消費税相当額は0円）とする。
- 3 非課税対象額は年間72,988,000円（介護保険法により非課税）とする。
- 4 指定管理料総額は、年間72,988,000円とする。

### （指定管理料の支払）

第5条 指定管理料は、四半期ごとに、乙からの請求に基づき前金払にて支払うものとする。ただし、基本協定第32条の規定により指定管理料を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

- 2 前項に定める四半期ごとの指定管理料の支払額は、次のとおりとする。

### （支払の内訳）

対象期間	認知症支援コーディネーターに係る経費	通常事業に係る経費	支払合計額
第1四半期	1,702,000円	16,545,000円	18,247,000円
第2四半期	1,702,000円	16,545,000円	18,247,000円
第3四半期	1,702,000円	16,545,000円	18,247,000円
第4四半期	1,702,000円	16,545,000円	18,247,000円
合計	6,808,000円	66,180,000円	72,988,000円

3 甲は、前項の指定管理料について、適正な請求があったときは、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

4 甲は、前項の期間内に第1項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

（指定管理料の清算）

第6条 乙は、基本協定第31条第4項に定める余剰金等が発生したときは、甲が指定する期限までにこれを返還しなければならない。なお、余剰金の額は、認知症支援コーディネーターに係る経費又は通常事業（福祉総合窓口も含む）に係る経費ごとに計算するものとする。

（職員の配置）

第7条 乙は、業務を実施するに当たり、別紙に定める職員配置表の保健師等及び社会福祉士等、主任介護支援専門員の各職種を配置するものとする。

2 乙は、業務を実施するに当たり、地域支援事業配置職員及び指定介護予防支援事業配置職員の業務分担等については、甲の指示に従って業務を行うものとする。

3 乙は、職員の任免を行うときは、事前に甲と協議するものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
港区長 清 家 愛 ⑩

乙 港区三田一丁目4番17号  
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会  
支部長 中 井 敬 三 ⑩